

国立国語研究所学術情報リポジトリ

Face Threatening Actを明示するメタ言語表現について： 討論形態の談話分析から

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2019-03-25 キーワード (Ja): キーワード (En): discussion, face threatening act, metalinguistic expressions, re-explanatory type, declaration type 作成者: 加藤, 陽子, KATO, Yoko メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.15084/00002075

Face Threatening Act を明示するメタ言語表現について ——討論形態の談話の分析から——

加藤 陽子

(東京大学大学院)

キーワード

討論形態の談話, face threatening act, メタ言語表現, 言明型, 宣言型

要旨

本稿は, Brown & Levinson(1987)で挙げられているフェイス軽減ストラテジーのうちの一つ, 「話し手と聞き手を非人称化する」を故意に使用しない発話を行った場合, それが聞き手に対するface threatening act (FTA) のあからさまな表示になるのではないか, という観点から, 討論形態の談話に現れるメタ言語表現を分析した。対象としたのは, 双方ともVの部分に発言に関わる語が位置する「私は(～に)～とVている」と, 「私は(～に)～をV」といった言語形式である。本稿では機能の点から「言明型」と「宣言型」という区分を立て, 相互作用の場面において, これらが聞き手に対するFTAのあからさまな表示となる理由・条件について述べた。

1. 本稿の枠組み

通常, 私達は周囲の社会的環境の中で協調的・調和的であろうとし, そうした目的にかなったコミュニケーションのスタイルを選択する。一般に待遇表現をT.P.O.に合わせて選択し, 表情や動作などの非言語的要素を伴う形で, 様々な配慮の末に「聞き手」に提示することが常である。そうした配慮が必要な理由は, Brown & Levinson(1987)の枠組みからは以下のように説明される。

人間は「公の中の望ましい自己イメージ」である「face (以下, 「フェイス」と表記)」¹を共通に持つており, フェイスを守ることは理性ある人間に共通した「wants (以下, 「欲求」と訳す)」である。そして, フェイスの内容は文化によって異なるものの, 人が他人との相互作用の場面で互いのフェイスを認め, それを守ろうとすることは, 普遍的なことである。そうした「フェイスを守る」という目的のためには, フェイスを侵害する行為 (face threatening act: 以下「FTA」) を軽減しなければならない。コミュニケーションの意図がある場合, その多くは, フェイスを侵害する行為, FTAを含んでいるが, それを緩和・軽減するために, 何らかの方策を使う必要があるるのである。

Brown & Levinson(1987)は, FTAに対してどのように対処しフェイスを守るか, その方策をストラテジーという形で詳細かつ具体的に示した。言い換えれば, 相互作用の場面で観察される「配慮」のあり方を, 人間に普遍的なストラテジーとしてまとめたのである。

各言語の分析を通じてそれぞれのストラテジーの妥当性を問うことで, ポライトネス理論の妥

当性・普遍性を検証するという大きな課題も残されているが、本稿の関心は、それとはやや異なった所に存在する。本稿の主眼は、ポライトネス理論の枠組みに基づいた上で、「そのような配慮をわざとなくしたら——つまり、FTA を軽減する目的で使われるストラテジーを故意に使用しなかつたら——どんな効果が生まれるか」という問い合わせることである。本稿は、それが「配慮なしに、直接的かつあからさまに FTA をを行うこと」につながるという観点から、実際の話し言葉の談話の分析を通して、その機能を考察する。

2 節以下詳述するように、FTA となる行為・FTA を行う際のストラテジーについては、様々なものがある。本稿では特に、発話者自身の発話・言語行動に言及する「メタ言語的表現」に焦点を当て、FTA との関連、そして FTA を明示するというストラテジーとの関連を探ってみたい。資料としては、立場や意見の対立、賛否の態度などが明確に現れている生放送のテレビ討論番組を取り上げ、観察を行う。

では次節で、ポライトネス理論で言及されている本質的に FTA となる行為について、また FTA を直接的にあからさまに行うストラテジーである *bald on record* (=without redressive action, *baldly*) について、それぞれの詳細と、「討論」という談話形態との関連を概観する。

2. ポライトネスにおける FTA と Bald on Record——「討論」という談話形態との関係

2.1. 討論に現れる「本質的に FTA となる行為」

先述したように、ポライトネス理論においては、FTA は相互作用上の多くの行為に存在すると捉えられている。ある行為がどれだけ FTA を有するかは、後述するような 3 つの変数の総和により算出される FTA の重さ (weight) によって求められる。それは、コミュニケーションの都度に変化する値である。一方、行為の中には、行為自体に本質的にフェイスの侵害を含むものが存在すると説明されている。

Brown & Levinson (1987: 65-68) の3.2節 “Intrinsic FTAs” では、「本質的にFTAとなる行為」として、聞き手／話し手の、ポジティブ／ネガティブフェイスを脅かすことになる様々な行為が、挙げられている。それらの中で、討論形態の談話によく見られる行為を、ここでは二つ指摘しておきたい。一つ目は、同書3.2.1の「聞き手のネガティブフェイスの欲求を脅かす行為」の (iii) の (b) 「聞き手に対する強い否定的な感情の表明——例えば、嫌悪や怒りなど」である。もう一つは、同節の「聞き手のポジティブフェイスの欲求を脅かす行為」の (i) 「話し手が聞き手のポジティブフェイスの幾つかの面に対し、否定的評価を持っていることを示す」というカテゴリーに属する「不賛成」、「批判」などの項目である。

このような「本質的に FTA となる行為」は、互いのフェイスを守るという目的のためには、避けるべきものである。しかし、本稿で扱ったような討論の場では、そうした行為を行わざるを得ない状況にある。それは、討論という場では、明確に互いの意見を披露し、時には反対意見を持つ他の参加者と意見を戦わせることが要求されるからである。では、こうした否定的感情・評価の表明という「本質的に FTA となる行為」は、相互作用上のどんな要素に反映されるのだろうか。

こうした否定的感情・評価は、勿論、使う語彙の意味内容に反映される。また、音声や、表情・

ジェスチャー等の非言語行動の形でも現れるであろう。また、更に、言語形式（例えば後述するメタ言語表現）にも現れると予想される。ここでは、討論という談話形態が、「怒り・批判・不賛成」等の「本質的に FTA となる行為」を含む土壤であり、それが様々な形で実現されうることを確認したい。そして次節では、ポライトネスストラテジーについて概観し、そのような「本質的にフェイスを侵害する行為」を相手に提示する際に、どんな方法がとられるのかを観察する。

2.2. Bald on Record というストラテジーと討論

ポライトネス理論の枠組みでは、当該の言語行為がフェイスを侵害する危険性の程度に応じてとられる5つのストラテジーが提唱されている。それは、①without redressive action, baldly, ②positive politeness, ③negative politeness, ④off record, ⑤Don't do FTA, の5つである。このうち、①～④は、FTA を行う際のストラテジーであり、⑤は FTA を含む行為そのものを行わないというストラテジーである。どのストラテジーが選ばれるかは、話し手と聞き手の社会的な距離 (distance), 両者の「力」 (power) 関係, 行為の負担の程度 (ranking of imposition) の総和で求められる FTA の重さ (weight) によって決定されるとされている。算出された FTA の値が大きい場合には、先述した大きい番号のストラテジーが、逆に FTA の値が小さい場合には、若い番号のストラテジーが選択される傾向にあるという。

この枠組みで、「討論形態の談話」との関連に注目したいのは、FTA をいちばん明示的に行うストラテジーである①の without redressive action, baldly (あからさまに、フェイスへの配慮をしないで) である。これは、直接命令文（「X をせよ！」）に代表されるような、最も明示的かつ理解しやすい形で、曖昧さを廃して簡潔な方法で述べるストラテジーである。これは、以下の (a)～(c) のような「話し手が聞き手の報復を恐れない時」に適用される（同書 p.69）。

- (a) 緊急に或いは効率的にことを運ぶ必要があるため、話し手・聞き手双方が、合意の上でフェイスを保つことを一時的に棚上げした場合。
- (b) 申し出、依頼、提案などの言語行為において、聞き手のフェイスを脅かす危険性が非常に低く、それらが明らかに聞き手の利益にかなっており、かつ、話し手のほうにも大きな犠牲を要求しない場合。
- (c) 話し手が「力」の点で聞き手よりも非常に優位にある場合。もしくは、話し手が自分のフェイスを損なわずに聞き手のフェイスを侵害する行為に、聴者の支持が得られる場合。

この without redressive action, baldly というストラテジーが本稿と関わるのは、討論という談話形態が、(c) の「話し手が自分のフェイスを損なわずに、聞き手のフェイスを侵害する行為に、聴者の支持が得られる場合」に相当するからである。予定調和的に一つの結論に収束するのではなく、様々な対立意見を戦わせることで議論を深めていくタイプの談話では、意見交換が効率的に行われるよう、意識的に明確に意見を述べることが期待される。こうした談話の性質は一般に共有されている理解であるため、あからさまに反対意見を述べ、相手のフェイスを損なうような結果になっても、その行為によって相手、或いは討論の聴衆から報復を受けることはないのである。そのため、こうした談話では、前述した「嫌悪や怒りの感情」「不賛成、批判などの否定的

評価」等の、本質的にFTAとなる行為もまた、聞き手のフェイスへの配慮なしにあからさまに表明されることが多くなると考えられる。つまり、討論形態の談話においては、without redressive action, baldly というストラテジーが受け入れられやすく、言語に反映された否定的感情・評価も、フェイスへの配慮なしに、あからさまに表されることが予想されるのである。

本稿では、6節で「メタ言語表現」を取り上げ、観察を進めていく。そして、このメタ言語表現の使用により、2.1節で挙げた「否定的感情・評価」といった本質的にFTAとなる行為が明示的に表され、結果的に、FTAをあからさまに表示することにつながることを述べたい。分析に入る前に、次節では、メタ言語についての先行研究を概観する。続く4節では、Brown & Levinson (1987)でメタ言語表現が取り上げられている箇所を紹介し、ポライトネス理論の枠組みとメタ言語表現との関係を観察する。また、5節ではデータについて述べる。

3. メタ言語についての先行研究

日本語を対象としたメタ言語の研究として、ここでは二つ挙げておきたい。一つ目は杉戸清樹による研究(杉戸1989, 1993, 1994, 1998, 杉戸・塙田1991, 1993)である。これら一連の研究においては、待遇意識・表現や伝達の過程と内容の調整・規範意識・言語行動の対人性という側面等、様々な観点からメタ言語表現の分析が行われている。特に本稿との関連で取り上げたいのは、「お世話になった皆様に心から御礼を申し上げます」「主人になりかわりまして厚く御礼申し上げます」のようなお礼の表現を取り上げた杉戸(1994)である。このような表現は、「感謝」という行為を遂行するための遂行文とも言えるものである。杉戸(1994)では、こうしたメタ言語表現は、直後に直接表現「ありがとうございます」があった場合、この直接表現の機能や種類を表したり、お礼という言語行動の「主体」や、言語行動が向けられる「相手」、言語行動が行われるタイミング、その様態等について直接的に言及したりする表現であると述べられている。「話し手と聞き手の言語表現化」という点に注目すると、杉戸(1994)ではこうしたメタ言語表現を、話し手(例えば「主人になりかわった」妻である私が)と、聞き手(「お世話になった皆様」)に明示的に表現しながら「感謝」という行為を遂行するものである、と捉えていることがわかる。これは、この様な種類の遂行文が「話し手・聞き手を言語的に明示する」が故に聞き手へのFTAとなる可能性がある、と考えたBrown & Levinson(1987)の観察(4.2で後述)に、一部通ずる捉え方である。

また、話し言葉の談話資料をデータとする本稿で、同様のデータを扱った研究としてもう一つ挙げておきたいのは、談話におけるメタ言語の役割を、データの分析、実験などを通して実証的に分析した西條(1999)である。西條(1999:22)では、話題の提示、焦点化、総括、サブポイント提示、補正、表現の検索、宣言と、7種類のメタ言語の機能的分類が示されている。詳細は後述するが、6.2節で取り上げる「私は(聞き手に)～を言う」に代表されるメタ言語表現は、この中の「宣言」に当たるものである。

談話の中で使われるメタ言語を、文脈や相互作用も考慮に入れて観察するという立場から、本稿では西條(1999:14)に倣い、メタ言語表現を、「談話において、自分あるいは他者の言ったこと、これから言うことに言及する表現」と定義し、以下分析を進めることにする。

4. ポライトネス理論で言及されているメタ言語表現

ポライトネス理論の枠組みの中では、メタ言語表現一般と、フェイス、FTA、或いは各々のストラテジーなどの主要な概念との関係を、特に取り上げて直接的に述べている部分は、見当たらない。従って、以下のように、各ストラテジーの例として挙げられているメタ言語表現のうちの幾つかを拾って、観察することにする。結論を先取りして言えば、メタ言語表現には、FTAの脅威を緩和する方向に働くものと、FTAを明示する方向に働くと判断できるものの、二つがある。以下、4.1、4.2で順にこれらについて述べる。

4.1. フェイスに配慮し、フェイスを侵害する意図や欲求がないことを伝えるメタ言語表現

Brown & Levinson (1987: 145) では、ネガティブポライトネスストラテジーの2として、"Question, Hedge" が取り上げられている。これは、「話し手に自分の領域や行動の自由を侵害されたくない」という聞き手のネガティブフェイスに配慮して、FTAを緩和するためのストラテジーである。

ここで、特に hedge (言質をとられないようにするための曖昧な表現) として取り上げられているメタ言語表現には、quantity hedge として挙げられた 'I can't tell you any more than that it's...', 'I'll just say' などや、また、relevance hedge として挙げられた 'This may not be relevant, but...' などが観察される (pp. 166-169)。前者は、十分な或いは正確な情報が、期待される程度には与えられないという事 (Grice の「量の格率」に適合していない事) を知らせるヘッジである。また、後者は、聞き手のフェイスを侵害することになる「話題を変える」という行為 (Grice の「関係の格率」に合致しない行為) をする際に使用されるヘッジである²。更に Grice の格率由来のヘッジとして、frankly, to be honest, I hate to have to say this but... や, if I do say so myself, そして I must say のような言語形式も取り上げられている。これは、フェイスの欲求を侵害していることを直接的に示してポライトネスを表すと説明されている (pp. 171-172)。

以上のように、ヘッジとして取り上げられているものの中には、メタ言語表現を使ったものがあることがわかる。これらのメタ言語表現は、言わば「Grice の格率に違反しているがためにFTAとなる可能性がある後続文・談話のFTAを緩和する」という目的で使用されているのである。言い換えれば、後続する発話の量・先行する発話との関係・先行／後続する発話の内容が、期待されているものとは異なる為、ヘッジを使って、聞き手の「侵害されたくない」というフェイスに配慮するのである。

4.2. フェイスに配慮せず、あからさまにFTAを行う際に使うメタ言語表現

先述した通り、Brown & Levinson (1987) ではメタ言語表現とポライトネス理論の枠組みについて直接記述してある部分がないため、当然「あからさまにフェイスへの配慮なしにFTAを行う際に、どんなメタ言語が使われるか」という考察もない。従って考えられるのは、「ポライトネスストラテジーとして挙げられている『FTAを緩和するための方法』を故意に使用しなければ (つま

り、ストラテジーをわざと使用しない発話をすれば）聞き手にあからさまにFTAを表示したことにつながるのではないか」という推論である。これは勿論筆者がそう考えただけで、Brown & Levinson (1987)において「ストラテジーの裏返しあからさまなFTAの表示になる」という見解が示されているのではない。しかし、FTAを回避・緩和するための一つのストラテジーを故意に使用しないということは、別のストラテジーを使用しない限り、本来軽減されるべきFTAが軽減されないということである。そのFTAは軽減されないばかりか、結果的にフェイスに対する何の配慮も伴わないものとなるため、あからさまに聞き手に提示されてしまうことになる、と本稿では考える。

こうした観点から各ストラテジーを観察すると、「話し手と聞き手を非人称化する」というネガティブポライトネスストラテジーの 7 ‘Impersonalize S and H’ が目にとまる。これは、「私」と「あなた」という人称代名詞をわざわざ明示しない（つまり、行為の仕手・受け手をはっきり言わない）ことが、聞き手のネガティブフェイスを侵害しないようにする配慮となる、という意味を持つストラテジーである。これを実現するための言語形式として、受身や人称代名詞の複数化など幾つか挙げられているが、その中に遂行文 (performatives) についての記述もある。Brown & Levinson (1987: 190) では、会話では (322) (323) のように遂行動詞を使って発話することではなく、(324) (325) のように言うのが普通であると説明されている。

(322) I tell you that it is so.

(324) It is so.

(323) I ask you to do this for me.

(325) Do this for me.

この (322) (323) は、日本語に直訳すれば「私はあなたにそれはそうだと言います」「私はあなたにわたしのためにそれをすることを依頼します」のような文になる。これらは自分の発言に言及するメタ言語的発話であり、先に挙げた杉戸 (1994) の研究にもあったように、「話し手」「聞き手」を明示的に表現しながら行為を遂行するものである。また、これはトマス (1998) では、「メタ言語的行為遂行文」として分類されているものである³。トマス (1998: 38) では、「ジョンはうそつきだと私は言う」のような「私は～とV (Vは、発話という行為に関わる動詞)」という引用形式を取るものや、「私は会計検査官をだましたことを謝罪する」のような「私は～をV」という形式を取るものが挙げられている。

この、聞き手のネガティブフェイスに配慮して外された “I tell you that” 等の部分を故意に使用した発言を行ったら——つまり、「話し手と聞き手を非人称化する」というストラテジーを用いないで、これらのメタ言語的行為遂行文を故意に使用したら、——どのような効果が生まれるのだろうか。この言語形式の使用は、FTAの回避・軽減とは逆の、FTAをあからさまに表す手段となり得るのではないだろうか。本稿ではこのような観点から、上で取り上げた「私は（聞き手に）～とV」「私は（聞き手に）～をV」(Vは、発話という行為に関わる動詞) のようなメタ言語形式が、実際の談話場面でどのように使用されているか考察する。そして、これらの形式がFTAを明示する手段となる原因・環境について考察する。なお、4.1の「FTAを軽減する目的のメタ言語表現」については、本稿では中心的な考察を行わないこととする。

5. 対象とする談話資料

本稿では、意見対立の構図が明確な生放送のテレビ討論番組（以下の資料A, B）をデータとし、討論場面におけるメタ言語表現の使われ方を観察した。これらを選んだのは、司会者も含め討論の参加者間に社会的な力の差が存在しない為である。また、それぞれの参加者間に（少なくとも討論の場では）特別な親疎関係がないことから、距離も同等に保たれていると判断できるからである。

＜資料A＞ 朝まで生テレビ新世紀スペシャル「21世紀は日本の世紀か」 テレビ朝日

2001.1.1収録（収録時間約5時間45分のうち必要な部分のみを書き起こして使用）

＜資料B＞ 朝まで生テレビ「激論！日本を不幸にする？！政治」 テレビ朝日

2001.3.30収録（収録時間約2時間50分のうち必要な部分のみを書き起こして使用）

分析に入る前に、これらの資料の性格として、以下「討論進行の形式」と「メタ言語的表現以外の面で観察されるFTA」の2点を説明しておきたい。

討論進行の形式は、基本的に司会者が指名し参加者が発言するというものであるが、発言途中での割り込みもよく見られる。割り込みには、司会者に許可を得て発言権を奪う場合と、発話者の発言の途中で司会者の采配によらずに発言権を奪う場合があり、どちらもよく観察される。また、FTAに関しては、批判的意味を持つ言葉を使用して反論・非難をあからさまに言う場合（例えば、「違うんです」「何言ってんの」「田原さん私のこと最初から聞いてない」など）が、しばしば見られる。更に、非言語行動による不賛成・批判の表示（指差し、嘲笑など）も見られる。これら二つの点から、この資料には、相互作用上の様々な面で現れるあからさまなFTAが、多く含まれていることがうかがえる。

以下6節から、この資料を用いて分析を行う。討論参加者の氏名等、資料の詳細については本文末にまとめて示す。なお、場面説明の際、参加者名に付けられた番号（例えば「①野坂」）は、本文末の詳細説明の番号と対応する。

6. 分析

本稿では、対象となるメタ言語表現を機能の面から二つに分類した。一つは、これから行う発言の内容をまとめて端的に伝達し、言語行為の開始を宣言する機能を持つ「宣言型」と呼ぶものである。これは、西條（1999：22）の分類では「では反駁いたします」「いくつか質問いたします」という例が示すような、「これからすることを宣言する表現」である「宣言」に合致すると思われる。言語形式としては、「私は（聞き手に）～を言う」に代表される形式である。引用句を持つ「私は（聞き手に）～と言う」という形式も宣言をする際に使用される可能性があると思われるが、筆者がこれまで観察したデータの中にその実例がなく、考察が十分ではないため、本稿では「私は（聞き手に）～を言う」という形式のみを対象とする。

もう一つは、自己の既に行行った発話を現在の時空間で引用することで、聞き手に対する苛立ちの感情を明示する機能を持つ「言明型」と呼ぶものである。言語形式としては、引用部とアスペクト形式「テイル」を備えた「私は（聞き手に）～と言っている」に代表される形式である。

双方の形式について若干述べるならば、両者とも、「私は」の部分が現在実際に発話をを行っている発話者本人を指示するものであり⁴、「言う」に当たる部分に発言に関わる動詞（例えば、「尋ねる」「反論する」など）が位置するものである。これら二つの形式は、それぞれ実際の談話データの中では「私は（聞き手に）～と申し上げているんです」や、「私は（聞き手に）～を言わせていただきますが」等の他の要素を伴った形で現れるが、そのバリエーションについては各節で触れることにする。

以下、6.1では言明型について、6.2では宣言型について、それぞれその機能と、形式、FTAのあからさまな表示との関連について考察をすすめる。

6.1. 言明型メタ言語表現「私は（聞き手に）～と言っている」と、FTAのあからさまな表明

この「言明型」というメタ言語表現は、自己の発言を引用し、「既に同様の内容について言及した」ということを示すことにより、聞き手に苛立ちの感情を伝達する、という機能をもったものである。言語形式としては、「テイル」というアスペクトマーカーを含む。また、例2のように、「ノダ」が後接する場合もある。Vの部分には「言う」という動詞が用いられることが多いが、例2のように「言う」に待遇的要素が加わった動詞の形になったり、例3のように、「聞く」（「質問する」の意）という、発言に関する別の動詞が使われたりする場合もある。以下の例では網掛け部分が対象となる発話である⁵。

（例1：資料Aより）

筆坂01：ただね、ただね、全国全部見て御覧なさい、んー、色々な所で馬鹿な公共事業全部あ

筆坂02：るけれども、全部あれでしょ？ほとんど一おーいゆー残念ながら我々いわゆる全部、

田原03： いやいやそれはねー ちょっと違う、共産党は変わらなさ

筆坂03：与党なってるでしょ？ んー んー

田原04：過ぎると僕は言ってる

田中04： んー

これは「どうして野党が、国民に支持されていない自民党を倒して政権奪取する所まで行かなければ」 という議論の流れの中で発話されたものである。この発言に至る前に、田原は、「野党が一致結束して政権奪取を目指すべきだ」という立場のもと、「共産党は綱領を廃棄し、他の野党と連合すべき」という趣旨の発言を行っている。この例1の発話で田原が指摘しているのは、議論のポイントは共産党筆坂の言った「与党が（共産党以外の野党と組んで）している公共事業の問題」ではなく、「変わらなさ過ぎる」共産党自体の困った体質である、ということである。それは、言語的にあからさまに不賛成を表明した田原3行目の「ちょっと違う」という発話からもわかる。

この発話では「自分が以前した主張が軽視されている」といった不快感が、「僕は言ってる」という部分から感じ取られる。これは、聞き手（筆坂）に対する否定的な感情の表明であり、2節で見た「本質的にFTAとなる行為」の「何の配慮もないあからさまな表明」である。

(例2: 資料Aより)

(場面: ⑨ランダースが「田中知事は無所属で当選したが、全国レベルで政界を再編するには無所属のままでいいと思っているか、それとも政党に属する必要があると思うか」という質問をした。これに対して、⑧田中は「国家という概念は21世紀溶けていくと思うので、大きいイデオロギーではない時代では、長野というディテールからやっていくしかない」と答えた。後続する説明の最中、⑤枝野が割り込み、田中のターンを奪って以下の発言をする)

枝野01: 本当に地方で 田中さんが、地方で、やりたいことをやろうと思った時に、そりや国の
田中01: ん

枝野02: 制度が邪魔んなって色々国と××××××それは、多分、歴史的に見れば、10年20
田中02: 勿論それは××

枝野03: 年なのか、何年なのか分らないけれども、自民党政権だろうと民主党政権だろうと、そ

枝野04: うして行かざるを得ないのは間違いない だけどそれは急がないと、色んな意味で間

田中04: うん

枝野05: に合わない時に どうしたら、それがそれが速く進むのかということに

田中05: うんもちろんそうです

枝野06: については、地方の当事者として、方式はどうかは別問題として、やはり知恵を出しても

枝野07: らいたいし、それから、サポートもしてもらいたい

田中07: だからそれは一人一人の議員がもつ

枝野08: うん うん

田中08: と 気概を持って下さらなくては 困りますよってあたしは申し上げてんの

(例3: 資料Bより)

(場面: 今迄の議論の中で、「現在国民は筋(原理原則)を貫けるリーダーを求めている」という意見があがっていた。司会者田原が、「自民党⑤石原と、民主党⑥枝野が手を組み、新しい流れを作ったら参加するか」と公明党④高木に質問した。高木は理念次第では参加できると言い、その判断を裏付ける為、新進党結成の際に公明党も参加したという先例を挙げた。それに対し社民党②辻元は、「公明党がどうするかではなく、高木個人がどう動くかが大事なのだ」と、党単位で考える高木の姿勢を批判した。続いて①今井が、政党の枠に囚われがちな政治家について発言する。)

高木01: だから僕はね

辻元01: 私は

今井01: 次の衆議院でも国民はね投票率は上がりませんよ 受け皿をね、本当の

辻元02: そう

??02: そうね

下村02: だから

今井02：受け皿を作るためにはさつき辻元さん言ったみたいなね 本格的な地殻変動でね
下村03：激震じゃなきゃいけない

田原03： ねえ、今井さん、そん時の筋って何だ

今井03：ほんまの市民もね取り込まないとだめ あのね

田原04：そん時の筋って何だよ うん

今井04： あのね、ちょっと聞いて 住民運動はね、市民運動はこれまで

今井05：ね、チマチマちまちま例えば40議席地方議会あつたらね、そのうちの一つとか二つ取

？？06： うん うん

今井06：ってね、そんで文句ばかり言う その程度やった それが最近は首長どんどん取って

下村07： そう

今井07：行くようになった 首長取つたらこんなことができるんかと、みんな味しめてるわけ

？？08： うん

田原08： いやだから

今井08：ね 今もっと進化しようとしてる、それはね国政を変えようとしてるわけ た例

田原09：だからそん時の筋は何だって聞いてる

今井09：ええね××× その時の筋はさつき言ったみたいに、右とか左と

今井10：か保革とかじゃなくて、宮崎さん言ったみたいに原理原則、ぜ、是々非々ですよ、も

今井11：これでいくしかない

討論という場面では、発話することが期待されており、わざわざ「私は今ここであなた」(達)に『...』と言っていると言わずとも、発話という行為を行っていることは明白である。従って、こうしたメタ言語的表現をわざわざ使用する目的は別のところに求められるべきである。

例2も3も、自分の今までの発言の真意が聞き手に十分に理解されていないと感じ、苛立ちを表明している発話であると受け取れる。例2では、他の発話者(枝野)の要望(枝野05-07:「どうしたらそれが~やはり知恵を出してもらいたいし、それから、サポートもしてもらいたい」)に対する答えは既に前の自分の発言で示されており、それを了解してもらえていて当然である、という発話者の認識が顕れている。また、例3では、前に述べた質問(田原03:「ねえ、今井さん、そん時の筋って何だ」)に対する答えがあつてしかるべきなのに、まだ十分な回答をもらえていないという苛立ちが窺われる。こうした感情が表示されているということは、例2・3のメタ言語的発話の冒頭に使われている「だから」という、「聞き手に正しい理解を求めるタイプの用法」の使用(蓮沼1991)からも明らかである⁶。このように、以上の例では、先行文脈で既に言及したという認識を示すことで、「そのことについては言及済みなのに、何故正当に真意を理解してくれないんだ」という顕わな苛立ちが観察される。こうした否定的感情の表出は、先に2.1で確認したように、聞き手のネガティブフェイスを侵害するFTAである。

本稿では、「先行文脈において同様の発言が既に行われている」という含意を発生させるのは、実質的には「言ってる」「申し上げてんの」などの「テイル」というアスペクトのマーカーの作用

によるものであると考える⁷。そして、その含意を含んだ否定的な感情は、討論場面という文脈や、使う語彙の選択に依拠して表出されるのではなく、「私は（聞き手に）～と言っている」という言語形式に内在していると考える。つまり、この言語形式を使用することが、FTAをあからさまに明示することにつながると考える。そのように考える理由は三つある。

まず、否定的感情の表明というFTAは、「私は」「と言っている」というメタ言語部分を除いた場合に、伝達されなくなってしまうことである。例2'では、なかなか発話の真意を理解せず何回も同じ事を言わせる聞き手に対する「苛立ち」の感情が、感じられなくなる。（更に、「先行文脈で表されている自分の主張」が聞き手の要望に対する「答え」になっていることを明示する機能も消え、先行文脈との関連が希薄になり、主張内容の一貫性を表示する力が弱まってしまう。）

（例2'）枝野：どうしたら、それがそれが速く進むのかということについては、地方の当事者として、方式はどうかは別問題として、やはり知恵を出してもらいたいし、それから、サポートもしてもらいたい

田中：それは一人一人の議員がもっと気概を持って下さらなくては困りますよつまり、苛立ちという否定的感情は、メタ言語的表現の部分があつて初めて、明示的に伝達されるのである。

次の理由は、言語形式の表層的な部分を変えても、FTAが変わらず明示的に伝達されることである。例えば、例2では「それは～困りますよってあたしは申し上げてんの」のように「申し上げる」という謙譲語が使われている。しかし、ここでは発話者自身がへりくだる事によって丁寧さを表しているとは言い難く、かえって慇懃無礼な印象を与えるだけで、表層の表現形式がFTAを緩和する方向に作用しているとは言えない。

最後の理由は、引用部の内容がどのようなものであれ、メタ言語的発話をすることで相手への「苛立ち」という感情が明示的に伝達されてしまうことである。引用部の内容が、たとえ相手にとって利益になること、相手のポジティブフェイスを満足させるようなことであっても、否定的感情は同じように聞き手に伝わってしまう。

（例4）「私は、ご意見に大賛成だって言っているんです」（作例）

この例の引用部「ご意見に大賛成だ」は、本来、相手との見解の一致を表明した、相手のポジティブフェイスを満足させる内容である。しかし、言明型の形式をとった例4は、相手のフェイスを満足させる内容が「十分相手に理解されていない」という、発話者の苛立ち・不満があからさまに伝達されてしまう。

以上のような理由から、本稿では、言明型の「私は（聞き手に）～と言っている」という言語形式そのものに、本質的にFTAを明示する機能があると判断した⁸。

本稿では、メタ言語的発話「私は～と言っている」の使用は、「『～』という内容の発言が行為として存在した」ということを強調し、明示的に表す方法であると考える。それはあたかも、裁判記録に書き記されるべき事実として、発言するという行為の存在証明と、正しい解釈による伝達内容の記載を求めるかのような行動である。「自分の意見を述べたという事実」と、「伝達内容は『～』というものであってそれ以上でもそれ以下でもない」ということを、一つの記録として

相手の記憶に留まるように強調するものである。そして、「『～』の部分は先行部分で既に言及されているのでそこに注意せよ」という含意を含むものである。

以下、言明型メタ言語的表現に関して次のようにまとめる。

(1) 「私は（聞き手に）～と言っている」に代表されるメタ言語的発話は、本質的に「苛立ちや不満等の否定的感情の表出」という、フェイスの侵害となる行為をあからさまに表す形式である。この言明型メタ言語表現の使用がFTAのあからさまな表示であることは、使用する動詞や伝達する内容を、聞き手のフェイスに配慮したものに変えても、否定的感情が変わらず伝達されること等から証明される。この形式を用いて、現在行っている「発話するという行為」に言及することで、「先行文脈において、当該の発話内容と同様の内容について言及した」ということを強調し、繰り返し同じ主張をさせられることへの「苛立ち」、相手が自分の発話を十全に理解してくれないことへの「不満」などの感情が、直接的、明示的に表面化されるのである。

6.2. 宣言型メタ言語表現「私は（聞き手に）～を言う」と、FTAのあからさまな表明

この「宣言型」というメタ言語表現は、これから行う発話行為の開始をその内容を明示して文字通り「宣言」するものである。これは、発話者の、当該の内容を持つ発話を開始する意思があるという意識、或いは、当該の言語行動をする意思があるという意識を明示する形式である。典型的には、「私は（聞き手に）（～を）V」（「～をV」の部分は「言う」「話す」「説明をする」「意見を述べる」などの発言の意味を持つ動詞）という形式で表される。これは、以下の例のように、内容的にまとまりをもつ談話⁹の冒頭に現れ、後続発話の内容を方向付ける役割を果たす。

（例5：資料Aより）

（場面：「次の選挙に落選する事や党議拘束を恐れて、自分の意見を明確に伝えようとしない政治家（討論参加者）達と議論しても実りがない。」という①野坂の発言に対して、参加者が意見を述べる。⑤枝野が「自分は民主党に籍を置いてはいるが、党内には考え方がかなり違う人もいるため、大変だ。」という趣旨のことを述べた後で⑧田中が枝野の発言に対しコメントする。）

田中01：いいじゃないですか、民主党にたまたま根無し草でいるような人間たちを炙り出して
枝野01： うん うん

田中02：行けば やっぱそれはむしろあなたは、もっとそう一するべきだと思う

枝野02： うん その努力は×××まだ多分足りないと言われれば××

辻元02： 私はね、あの野坂

辻元03：さんちちょっと反論したいんですよ、で私、野坂さんって参議院せ、議員してなかった

田中04： うん うん

辻元04：つけ？されてましたよね で私はね、前の世代のね、無所属でまあ出て行かれた方々

田中05 : うん うん
辻元05 : それはそれで第一次世代と言うかですね 先輩方がいらっしゃって プラスの面と
田中06 : うん
辻元06 :マイナスの面があると思うんです で私はやっぱりマイナスの面を反面教師としてで
辻元07 : すねやっていきたいと思う部分がたくさんあるの、それはやっぱりですね

このように宣言型のメタ言語表現は、発話という行為の開始を告げ、それがどんな内容なのか（例えは例5では「反論」）、或いは行為なのか（同例5では「意見の陳述」）を併せて知らせる形式である。しかし、前節で述べた「言明型」のメタ言語表現とは違い、この形式の存在そのものがFTAの明示的な表示に直結するのではない。言明型は、言明する内容や表層の表現形式に関わりなく、常に否定的な感情を明示的に表出するものであった。しかし、宣言型は、宣言する内容如何で、FTAのあからさまな表明となる場合も、そうはならない場合もあるのである。例えは宣言が「私は先程のAさんの意見に対し賛成意見を述べます」という、相手の価値観を受け入れ同意を示すものであつたら、それは相手のポジティブフェイスを満足する行為となり、FTAの明らかな表示とはならない。従って、この形式が聞き手へのFTAのあからさまな表示として働くのは、一つには、例5の「反論する」のような、語彙の否定的な意味に拠る所が大きいのである。

では、動詞の意味の他に、この宣言型がFTAのあからさまな表明となる条件・環境としてどのようなものがあるだろうか。以下では、例6・7でメタ言語表現が宣言する行為の内容に、また、例8で「複数の発言者が競合する場面で競り勝ち、ターンを奪う」という相互作用に関する行為に焦点を当てる。そして、本質的にはFTAを明示する形式ではない宣言型のメタ言語表現が、討論形式の談話において、FTAを明示的に表すものとして機能する条件を観察する。

（例6：資料Bより）

（場面：銀行の不良債権処理方法について田原が民主党の⑥枝野、自民党の⑤石原にそれぞれ意見を求めた。石原は政府与党の立場で、不動産の証券化等の処理策について述べた。その後、田原は、この二人の政治家の処理策に対する評価を、政治家ではない⑦金子に求める。）

田原01 : 金子さん、この二人の議論どう、どうですか うん
金子01 : ますね 銀行経営者の責任を問うてない
金子02 : というね、ここがもう決定的ですねこれは、国民感情として受け入れられないという
??03 : うんそうそうそう
金子03 : 問題だけじゃないですよ実は 何故かと言うと、外国で何故刑事罰を問い合わせながら、
枝野04 : うん
金子04 : その一回計検査をするかと言うと、法廷で耐えられるくらいしっかり検査しなきゃいけ
枝野05 : うん うん
金子05 : ないわけです表に出しても大丈夫なくらい、でそん時に、バランスシート切り離すんで

(例7: 資料Aより)

(場面：③山本により、「影響力のある日本が、国連の常任理事国にならなければならないのは不健全だ」という意見が述べられる。それに対し、司会者田原、続いて⑧田中が「(国際的に影響力のある) インドや北欧は常任理事国ではない。なぜ日本が常任理事国にならねばいけないのか」と反論。そこで反論を受けた山本が、同じ自民党の立場で発言している②平沢の発言に割り込む。)

田中01：何で常任理事国にならなきやあ、 それにはん一にはん一が

平沢01： だからね、いやだからね 結局そのやっぱりその先程田原さん言われたように

山本01： はい

田中02：プレゼンスがもてないで日本の高い××が發揮できないの××××

平沢02： 第二次世界大戦のあれをそのまま引きずってるわけです 日本が今話そうとし

山本02：はい はい

田中03： はいえ

平沢03：てんのけわ

山本03： 田中知事の言葉にすぐお答えしたいと思いますね、なぜ常任理事国に入んな
田中04： という考え方をあなたがなぜするか、じょ、それ
山本04： いと日本のプレゼンスが、とれないか で

例6では、「聞く（質問する）」という行為が、また例7では「答える」という行為が宣言されている。ここで注目したいのは、討論という談話において「質問」と「回答」という行為が持つ意味である。例6では、「石原の提唱した不良債権処理策は無理だ」と発言した金子に反論する、という文脈で宣言型が使われている。つまり、この場合の宣言された「質問」は、ただ単に知識を得るため、或いは情報ギャップを埋めるための質問ではなく、質問した内容について注意を喚起させ、金子への反論を有効に展開するためのものである。また、例7では、表面的には田中の質問に山本が答えるという「問い合わせ→答え」の形になっている。しかしこの例では、「（山本とは反対の立場を取る）田中から発せられた問い合わせに答える」という行為自体が、田中知事に対する反論となると考えられる。これらはそれぞれ、「質問の形で相手に挑戦する」「回答の形で挑戦を受ける」ようなもので、「質問」「回答」という行為の開始を明示的に宣言しながら、「喧嘩を売ったり買ったりしている」とも言えよう。全ての「質問」という行為が「挑戦」に結びつくとはいえないが、討論や質疑応答などの場面でこうした「挑戦」という意図を持って質問がなされること、またそうした解釈がなされることは珍しいことではない。だからこそ、ただ単に知識を得るため、或いは情報ギャップを埋めるための質問の場合には「純然たる質問を二、三したいんです」や「これは素朴な疑問なんですが」等と言って発話意図を明確にするという配慮がなされるのである。

以上のことから、本質的にはFTAをあからさまに示す形式ではない宣言型が、FTAを明示する形式となるための条件には、宣言する行為自体の性質も関与していることが指摘できる。つまり、それは、討論場面に於いて「質問する」「回答する」という行為が、「（反対の立場をとる相手に対する）批判・不賛成・反論の表明」という発語の力に結びつくという条件である。ここでは、2節で観察した、本質的にポジティブフェイスの侵害となる言語行為の開始が明示的に宣言されている。つまり、宣言型の使用により、これから本質的にFTAとなる行為をすること、そして聞き手のフェイスを侵害する「意識」のあることが、あからさまに表示されるのである。

以上、例5・6・7で、宣言型がFTAのあからさまな表示として機能する際の条件（環境）について観察した。ここで、相互作用という観点から見直すと、上記の例では、宣言型が他の発話者の発言の最中に「割り込む」際の冒頭の発話として、使われていることがわかる。ただし、実際はデータを観察すると、宣言型がいつも「割り込む際の切り出し」として使われるとは言えない。少数ではあるが、自分がターンを持っている際、発話の途中で「私はXさんに言いたい」と、突然他の討論者を名指しして批判を始める例も見受けられた。しかし、この「他人の発話に割りこむ」際の切り出しとして発話の開始が宣言される例は多く、これらが「反論・不賛成の表明」という発語の力だけでなく、「割り込み」という本質的にFTAとなる行為¹⁰を担うことで、相手のフェイスへの侵害の度合いを強くしているという可能性も指摘できる。

では次に、「割り込み」と同様、相互作用の場面で観察される「ターンの競合」に注目し、宣言

型がFTAをあからさまに表示している例を観察する。

(例8:資料Aより)

(場面:01から04は例7と同様。日本が国連の常任理事国に入るべきか否かを議論している。)

田中01: 何で常任理事国にならなきやあ, それにはん一にはん一が

平沢01: だからね, いやだからね 結局そのやっぱりその先程田原さん言われたように

山本01: はい

田中02: プレゼンスがもてないで日本の高い××が發揮できないの×××××

平沢02: 第二次世界大戦のあれをそのまま引きずってるわけです 日本が今話そうとし

山本02: はい はい

田中03: はいえ

平沢03: てんのはね

山本03: 田中知事の言葉にすぐお答えしたいと思いますね, なぜ常任理事国に入んな

田中04: という考え方をあなたがなぜするか, じよ, それ

山本04: いと日本のプレゼンスが, とれないか で

田中05: はもう常任理事国 至上主義だよ

平沢05: それはねえ それはやっぱり××機関的に一番大きいか

山本05: え, じゃそそ それは×××××聞か, 聞か

平沢06: らじやないの

山本06: せていただく, 言わせていただきますけど,

山田06: いやだからね, まさにさっきラズロさんが言った話っていうのは

田原06: ちょっともももも一ちょっと

山本07: ちょっと国連に勤めてた者として言わせていただきますけど,あの田中知事,

田原07: ちょっと はいどうぞ

山本08: 田中さんが言ったことはですね一つの問題意識だと思うんですね, つまり常任理事国に

田中09: うん

山本09: なんなくともね, 例えば北欧諸国なんかは, かなり影響力あるわけですよ

「複数の討論参加者に競り勝って発言権を取る」という目的を果たすために発話者がする行動は、司会者や同じ参加者の注意を引き、話したいという欲求を明示する行動であると思われる。それには、例えば、大声で司会者の名前を呼ぶ、「話させて」と繰り返し頼む、発話の重複を気にせず、他の参加者が黙るまで一方的に話し続ける、「だから」「ただ」「でもね」等の接続詞を使用し、自分の意見が話の流れの中で意味のある意見であることの先触れとする、など様々な手段が考えられる。そのような手段の一つとして、「これから何を話すのか」を宣言し、後続発話の内容に注目を集め発言権を取る、というのも有効な手段であると考えられる。

実際、例8からもわかるように、この宣言型の先行文脈では、田中・平沢・山本・山田の4名

が発言したいという意図を見せて競合している。7行目でやっと、山本が、元国連職員という自分の立場（国連側から見た意見を述べるということ）を明確にして、競合する平沢らを押しのけ、司会者からの許可を得、発言権を取ることに成功している。これがFTAのあからさまな表示と判断できるのは、ターンの競合部分で、一方的に、かつ強引に発話の開始を宣言するという行為自体が、同様に発言したいという欲求を持つ他の討論参加者への配慮の欠如を明示するからである。

また、この「強引」「一方的」という印象は、相手の許可も得ずに使用されている「～V（さ）せていただく」という言語形式からも感じられるものである。例8の「言わせていただきますけど」の使用は、実際は許可を得て発言を行っているわけではないのに、あたかも許可を得たかのような表現の仕方で、有無を言わせず自分の意見を提示する方法である¹¹。この強引さが、ちょうど発言の開始を一方的に宣言するという行為とあいまって、相手へのFTAのあからさまな表示を強く印象付ける働きをすると思われる。

最後に、例8で表層の表現形式に着目したことに関連して、宣言型の表現形式について少し説明しておきたい。宣言型では例5・7のように欲求の「たい」や、ある種モダリティ的な「と思う」等の表現形式が使われている。また、例6・8のように、言い切らず、「けれども」でつないだ従属節の形で宣言型が現れることもある。この点からは、「形式そのものにFTAを明示する機能があり、語彙の選択などの表層の表現形式に左右されない言明型」とは違い、宣言型の表現形式には、FTAを緩和しようという話者の配慮が表されていると考えられる。つまり、表層の形式を見ると、これは「あからさまに何の配慮もなしに」FTAを示すとは言えず、ある程度聞き手のフェイスに配慮した表現になっているのである。このように考えると、今まで挙げた宣言型には、「言語の表層形式に反映されたフェイスへの配慮」と、「宣言という言語行動に現れたフェイスへの非配慮」が混合した形で現れていると言える。しかし、以下の様な例も存在する。これは「表層の言語形式自体にも、フェイスに対する配慮が見られない宣言型」と判断できる例である。

（例9：資料Aより）

（場面：なぜ自民党が国民の信頼を失ったかを議論している。「自民党は全くだめになったのではなく、良い所もある」と主張する③山本に、司会者田原が名指しで、自民党に所属することの意義を問う。山本が答え始める前に、⑧田中が、同様の質問を差し挟む。）

田原01：なぜ自民党にいなきやいけないの

田中01： あなた方の危機感は僕はものすごくあると思う

山本01： はい

田中02：自民党ぐらい言論の自由がある 活発な所もないと僕は思っている でもなぜ、平沢

山本02： はい はい はい はい

田中03：さんも含めて 自民党 から出てるの

平沢03： ええ

山本03： 今ねえ、じや田中さんがいみじくも言ったように、自民党は、

山本04：勿論50年、やっていますからね、制度疲労を起こしている所もあるんです、でもね、-----
山本05：良いところもあるんですよ、さっきその政策決定プロセスの話も出ましたけど、組織とし
山本06：てしっかりしてたりとか、或いは言論の自由っていうことでは本当に上手く表現された
山本07：と思うんですよ 各政党ん中ではね、かなり本当に自由に言える方なんですよ
??07： ××××
田原07： あのね、 ちょっと山本さん、あなた知らないん
山本08： はい はい
田原08：だから、僕が具体的に言うよ つまりね、50年も、政権政党でいたから、利権の構
山本09： はい
田中09： うーん うんうん
田原09：造が完成したんだよ でね、つまり、自民党っていうのはね、政権政党ってい
田中10： 予算配分、うんうんうーん うん
田原10：うのは予算案予算、配分の力があるわけだ、 予算配分はね、必ずその自民党の意思で
田中11： うーん うーん
田原11：できる で配分された方はね、来たらやっぱり、戻しますよ、それは-----

以上の観察から、本質的にはFTAを明示するものではない宣言型が、「フェイスへの配慮なしにFTAを明示するものとして機能している」と認められるには、二つの条件を以下のように段階的に満たす必要があると判断できる。まず「表現形式にフェイスに対する配慮が反映されていない」という条件を満たすことである。その上で、先に述べた「宣言される内容（語彙の意味）、或いは宣言される行為、或いは相互作用上の環境が、FTAにつながる」という条件を満たすことである。この点は、表層の表現形式・引用される内容・相互作用上の環境等に関わらず、否定的感情の表出というFTAを常に表す「言明型」と、対照的である。両者の差異については次節でまとめて述べるが、本節の最後に、宣言型メタ言語表現について以下のようにまとめておく。

(2) 「私は（聞き手に）～を言う」を代表形式とするメタ言語表現は、これから行う発話行為を開始する意図があることを意識的に強調する形式である。この言語形式自体は、本質的に聞き手に対するFTAのあからさまな表示として機能するものではない。しかし、表層の表現形式にフェイスへの配慮が見られないという条件を満たした上で、以下の条件・環境の下では、これがFTAを明示的に表すものとして機能する。

まず「～を言う」の部分に不賛成・批判の意味の動詞が使われた場合である。発言内容が聞き手への反論・不賛成であり、それを表す意思を明示する事は、聞き手の「望ましいものとして受け入れられる」というポジティブフェイスの欲求を、明らかに損なう事になる。

また、宣言する行為自体が聞き手に対する挑戦、或いは挑戦に応じた行為と受け取られる場合である。そのような行為となりうる「質問」や「回答」などの行為を、メタ言語を使って宣言することは、発話者の挑戦の意識を明示的に表明することになり、聞き手のポジティ

フェイスをあからさまに脅かす結果となる。

更に、相互作用上、他の参加者の発言の途中に割り込む際に、また、ターン奪取のために複数の参加者が競合している場合発言権を取る手段として、宣言型が使われる場合もある。これらは、有無を言わせず一方的に発話という行為の開始を宣言することによって、他の参加者（聞き手）達が発言権を取るのを抑制するもので、聞き手の「権利を侵害されたくない」という欲求や、「自分の意見が望ましいものとして認められる」という欲求を損なうのである。

7. 終わりに

最後に、6節で観察した内容を両者の相違点に注目しながらまとめる。

宣言型は後続談話の内容をまとめて宣言するものであるため、相互作用の場面では、談話の意味的な内容のまとめの冒頭（多くはターンの冒頭）に現れる。言明型は反対に、先行する談話との関連を示しつつ、現在行っている発話という行為を強調するものであるため、談話の意味的なまとめの冒頭ではなく、既に言及された同様の内容をもつ発話の後に現れる。

また宣言型は、本質的にFTAを明示的に表す形式ではない。「選択される表現形式がフェイスに配慮しないものである」という条件を前提として、「宣言される内容（使われる動詞の意味）、宣言される行為自体、相互作用上の環境のいずれかがFTAと直結する」という条件を満たしたもののが、FTAを明示的に表す機能を担っていると言える。一方、言明型の方は、そうした諸々の要素に左右されず、言語形式そのものがFTAを明示的に表すと判断できる。

またBrown & Levinson (1987) の枠組みに沿って述べれば、それぞれの型が示す発話の力が主にどんなFTAとなるか、という面においても、多少の差異が見られる。「宣言型」では、「反論」や「反対意見」の宣言である場合は、「不賛成」「批判」などを表明することとなり、聞き手のポジティブフェイスを脅かす行為となる。割り込み部分で現れた場合は聞き手のネガティブ・ポジティブ両フェイスに対するFTAとなる。また、「言明型」の場合は「怒り」「苛立ち」などの表明となり、聞き手のネガティブフェイスを脅かす行為につながる。

以上のように、異なる点はいくつか存在する。しかし、本稿の最後に両者に共通した部分について若干述べれば、それはまさにメタ言語的な、「言う」という行為によって「発話」を意識化しているという点である。換言すればそれは、歩く、笑う、眠る、などの人間が行う様々な行為の中の一つである「発話する」という行為を「言語によって意識化し、強調する」ことである。

相互作用の場面において今自分がしている行為・これから行う行為について言及することで、発話者の「行為に対する意識の存在」が明らかになる。また、普段は潜在している行為者である「私」と、コミュニケーションに参加している聞き手としての「あなた」に焦点が当たり、誰が聞き手で誰が話し手か、そして伝達内容がどんなものであるのかが明白になる。この「行為に対する意識」は、「私」から「あなた」へ、明確な伝達内容を伴って、直接的に、明示的に伝達されるのである。そして、この明示された意識が、自己イメージが他人によって評価され、望ましいものと認められる欲求や、他人から自己の自由を侵害されたくないという欲求を、「あからさまに脅かすもの」として、聞き手に捉えられることになるのである。

協調的・調和的であることを旨とする日々のコミュニケーションでは、礼を失さぬこと、相手への配慮を怠らないことが優先され、それを実現するための言語的手段の習得に時間が費やされる。しかし、「どうすれば丁寧になるか」という知識は、裏を返せば「どうすれば、ある行為が、明らかに失礼なものとして相手に認識されるか」ということを物語っている。今後はそうした側面からの観察をより深く進めていきたいと考える。

注

- 1 Brown & Levinson(1987)では、フェイスには「自己のイメージが他人によって評価され、望ましいものと認められる欲求」(=ポジティブフェイス)、「他人から自己の自由を侵害されたくないという欲求」(=ネガティブフェイス)の2種類あると説明されている。
- 2 前者のhedgeについては、Brown & Levinson(1987:167)では、"I'll just say he's not easy to get on with."(彼と仲良くやるのは大変ってことですね)という例が挙がっている。また、後者については同書には例が挙げられていないが、聞き手の状況に順着せず話す話し手に向かって、"This may not be relevant, but I've got to be at the meeting in 10 minutes."(今の話とちょっと関係ないんですが、10分以内にミーティングに行かなくちゃならないんです)のように言い、話題を変える例が該当すると考えられる。その他のhedgeの例については、紙幅の関係もあり、本稿では割愛する。
- 3 遂行文の述語はAustin(1962)によると、一人称主語・平叙文・直説法・能動態・単純現在時制という条件を全て満たしたものと定義されている。これを厳密に適用すれば、後述するデータに現れる「私は～と言っているんだ」のようなアスペクト形式「テイル」や説明の「ノダ」がついたものや、「(私は)お答えしたいと思います」のように願望の「たい」やモダリティ的な「思います」を使った形式は遂行文とは言えないことになる。しかし本稿では、①「実際に発話時において行われている言語行動について言及する」という遂行文との共通点、及び②トマス(1998:49-50)の「行為遂行動詞は単純現在時制でなくてもよい」という指摘の二点に依拠し、自分の発言自体に言及した以上の様な表現形式を広くデータに含め、観察を行うという立場を取る。
- 4 日本語では「私は」の部分が文法的に義務的ではないため、この部分がないものでもメタ言語表現と見なして差し支えないと思われる。したがって本稿では、「私は」という部分がないものもデータに含めて扱った。
- 5 転記した資料に使用した記号等は以下の通りである。
発話者の直後の数字は行番号。行番号が同じ場合(点線で区切られた部分)は、時間の流れに沿い複数の発話者の発話が重なっている、或いは交替されている部分があることを示す。?は上昇調のイントネーションで発話された部分、読点「,」は、ポーズが置かれている部分である(これらの判断は筆者による)。ターンを保持している発話者の話の途中で聞き手による「うん」「はい」等の相槌的な発話が挿入されてそこがポーズとなっている場合は、読点は打っていない。また、×××は、聞きとれなかった部分、発言者の欄の? ?は、発言者が特定できなかつたという印である。
- 6 対話における接続詞「だから」の用法・機能について論じた蓮沼(1991)では、この、聞き手に正しい理解を求めるタイプの「だから」について、次のように記述されている(p. 148を文の途中より引用)。
その後続発話(引用者注:「ダカラ」の後続発話)は、見かけの表現類型にかかわらず、「ダカ

「私ハ～ト主張／質問／命令シテイルノダ」という、発話行為のタイプを明示する表現で言い換えることが可能なものである。つまり、ここでの「だから」は、話し手の発話の真意を聞き手に理解するように促すという、共通の働きを担っていると言えるものなのである。

蓮沼(1991)の、対話に現れる「ダカラ」の機能の考察は、6.1で述べた言明型が現れる環境、使われる意図など、非常に共通点が多く興味深い。これらが例2・3のように共起するのも、言語形式は違えど、両者が担う機能にかなりの共通部分が存在するからであると思われる。

7 また、例2の、説明のモダリティ成分とされる「ノダ(ンダ)」の使用も、「苛立ち」という感情を伝達するのに一定の役割を果たしていると思われる。

8 こうした機能を持つ形式は、討論場面で現れるこの「私は～と言っている」以外にも認められる。くだけた会話では、同じ引用形式をもつ「～ってば」(例：その音楽嫌いなんだってば)やそれが更に短縮された「～って」(例：本当に良いって)も同様の機能を担っていると思われる。これらについての詳しい考察は稿を改めたい。

9 この「内容的にまとまりを持つ談話」というのは、主に話題に注目して捉えた言語単位である。話し言葉では段落の区切れ目は視覚的に明らかでないが、「どんな話題について発話者がどんな主張を首尾一貫して行ってきたか」という事に着目すれば、談話の中のまとまりがある程度指摘できるのではないかと思われる。宣言型の場合は、後続する「これから述べること」の内容や行為の種類を言語的に明示するものであるため、先行する部分との違いを話者が明確に意識していると言え、ここから新たなまとまりが始まる理解できる。ただし、対象としたデータについてまとまりの範囲を記述するのは本稿の主眼ではないため、ここでは割愛する。

なお、メタ言語表現の談話上の出現位置については既に古別府(1993)の指摘がある。これは、専門的内容を持つ口頭表現(独話)に現れるメタ言語表現についての論考であるが、宣言型(古別府1993では「主題化」)は、「論の展開」の段落冒頭に最も多く出現すると報告されている。

10 実際 Brown & Levinson(1987: 67)では、「割り込み」という行為は、話し手が聞き手のポジティブフェイスに配慮しない本質的にFTAとなる行為であると述べられている。また、「割り込み」は、割り込まれた者のポジティブ/ネガティブの両方のフェイスの欲求を脅かすものであると言及されている。

11 菊地(1997: 41)によれば、「させていただく」の本義は、「「そうしてもよい」という恩恵/許可を得て何かを「させてもらう」ことを、恩恵/許可の与え手を高めて述べることであるとされている。

参考文献

- 生田 少子 (1997) 「ポライトネスの理論」『言語』26-6, 66-71, 大修館書店
- 宇佐美 まゆみ (1998) 「ポライトネス理論の展開：ディスコース・ポライトネスという捉え方」『日本研究教育年報』145-159, 東京外国语大学日本課程編
- 菊地 康人 (1997) 「変わりゆく「させていただく」」『言語』26-6, 40-47, 大修館書店
- 西條 美紀 (1999) 『談話におけるメタ言語の役割』風間書房
- ジョーンズ, キンベリー (1993) 「日本人のコンフリクト時の話し合い—アメリカ人研究者から見た場合—」『日本語学』12-4, 68-74, 明治書院
- 杉戸 清樹 (1989) 「言語行動についてのきまりことば」『日本語学』8-2, 4-14, 明治書院
- 杉戸 清樹 (1993) 「言語行動における省略」『日本語学』12-10, 4-10, 明治書院
- 杉戸 清樹 (1994) 「お礼に何を申しましょう？—お礼の言語行動についての定型表現—」『日本語学』

- 13-8, 55-62, 明治書院
- 杉戸 清樹 (1998) 「メタ言語表現の機能—対人性のメカニズム」『日本語学』17-11, 168-177, 明治書院
- 杉戸 清樹・塚田 実知代 (1991) 「言語行動を説明する言語表現—専門的文章の場合—」『国立国語研究所 研究報告集』12, 131-163, 秀英出版
- 杉戸 清樹・塚田 実知代 (1993) 「言語行動を説明する言語表現—公的なあいさつの場合—」『国立国語研究所 研究報告集』14, 31-79, 秀英出版
- トマス, ジェニー (1998) 『語用論入門—話し手と聞き手の相互交渉が生み出す意味』
浅羽亮一監修 田中典子, 津留崎毅, 鶴田庸子, 成瀬真理訳 研究社出版
- 蓮沼 昭子 (1991) 「対話における「だから」の機能」『姫路獨協大学外国語学部紀要』4, 137-153
- 古別府 ひづる (1993) 「専門的内容における口頭発表のメタ言語表現」『表現研究』59, 12-22, 表現学会
- 本田 厚子 (1998) 「テレビ討論における発話順番取り (turn-taking) システムとコンフリクト表現の相関関係」『大阪大学 言語文化学』7, 129-146, 大阪大学言語文化学会
- 本田 厚子 (1999) 「日本のテレビ討論に見る対立緩和のルール」『言語』28-1, 58-64, 大修館書店
- 三牧 陽子 (1997) 「対談におけるFTA 補償ストラテジー —待遇レベルシフトを中心に」『大阪大学留学生センター研究論集 多文化社会と留学生交流』創刊号, 59-77, 大阪大学留学生センター
- 三牧 陽子 (1999) 「「露骨なFTA」をめぐって」『視聴覚教材と言語教育』9, 54-61, 大阪外国語大学
- Austin, J. L. (1962) *How to Do Things with Words*. Harvard University Press (邦訳: 坂本百大訳 (1978) 『言語と行為』大修館書店)
- Brown, P. & Levinson, S. C. (1987) *Politeness. Some Universals in Language Usage*. Cambridge University Press.

談話資料について

以下、本文に掲げた例に現れる発話者について、氏名と肩書きを示す。本文中の例に出ていない討論参加者の氏名等は割愛する。なお、司会者は両方とも田原総一郎である。

〈資料Aの討論参加者〉

- | | |
|---------------------|---------------|
| ①野坂昭如：作家 | ②平沢勝栄：自民党衆院議員 |
| ③山本一太：自民党参院議員 | ④辻元清美：社民党衆院議員 |
| ⑤枝野幸男：民主党衆院議員 | ⑥筆坂秀世：共産党参院議員 |
| ⑦山田厚史：朝日新聞アジア総局 | ⑧田中康夫：長野県知事 |
| ⑨ピーター・ランダース：ジャーナリスト | |

〈資料Bの討論参加者〉

- | | |
|----------------|---------------|
| ①今井一：ジャーナリスト | ②辻元清美：社民党衆院議員 |
| ③下村満子：ジャーナリスト | ④高木陽介：公明党衆院議員 |
| ⑤石原伸晃：自民党衆院議員 | ⑥枝野幸男：民主党衆院議員 |
| ⑦金子勝：慶應大経済学部教授 | |

謝 辞

論文の細部に渡り有益なコメントをくださいました査読者の方々に、心より御礼申し上げます。また、御指導いただきました東京大学大学院総合文化研究科藤井聖子先生、近藤安月子先生、談話分析研究会の皆様、英語の例等についてご教示くださった東洋大学 Claire Maree 氏に、ここに記して感謝申し上げます。

(投稿受理日：2001年4月25日)
(改稿受理日：2001年8月13日)

加藤 陽子 (かとう ようこ)

東京大学大学院総合文化研究科言語情報科学専攻博士課程

E-mail : ykato@phiz.c.u-tokyo.ac.jp

On metalinguistic expressions which show “face threatening act” baldly in Japanese discussions

KATO Yoko

Graduate student, University of Tokyo

Keywords

discussion, face threatening act, metalinguistic expressions,
re-explanatory type, declaration type

Abstract

This study analyzes some metalinguistic expressions that function explicitly as “face threatening acts” (hereafter, FTA) within the framework of Brown & Levinson’s politeness theory.

Brown & Levinson (1987) have explained several strategies to avoid or minimize FTAs. This study focuses on one of the strategies, namely, “Impersonalize Speaker and Hearer” (i.e., avoid “I” and “you” by deleting performative verbs from performative sentences). If this strategy is intentionally neglected (in other words, if metalinguistic expressions that include ‘I’ and ‘you’ are used), it exposes FTAs. Based on this view, two live discussion TV programs that contain much conflict are analyzed.

This study deals with two kinds of metalinguistic expressions: “*watashi wa* (hearer *ni*) ~*to itteiru*,” and “*watashi wa* (hearer *ni*) ~*o iu*.” The former is named “genmeigata” (re-explanatory type), which shows the speaker’s irritation or anger. This study shows that “genmeigata” has an intrinsic function that threatens the hearer’s face baldly. Unlike “genmeigata,” bald FTA is not intrinsic to “sengengata” (declaration type). However, it expresses bald FTA if the formal expressions of “sengengata” do not contain expressions that show face redress, and if one of the following requirements is met: (1) a verb which has a negative meaning is used in place of “*iu*”; (2) “declared” action is interpreted as a challenge to the hearer; and (3) the declaration is made to win turns when several participants are competing.